○国土交通省告示第千二百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鳥取県八頭郡八頭町郡家殿

字寺谷　六七一番一及び六七一番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町郡家殿

字屋敷　三〇二番一　一号

字寺谷　六七一番二　二号

六七一番三　三号

六七二番　四号

○国土交通省告示第千二百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新港川（ロ）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷

字米山　七七四番一から七七四番五まで

七七五番一

七七七番二及び七七七番三

七七九番四

七七九番六

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成二十五年国土交通省告示第二百四十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷

字米山　七七〇番二四　一号及び二号

七七〇番四　三号

七七二番二　四号

七七一番八　五号

七七四番三　六号

七七九番六　七号

七七九番三　八号

七七八番二　九号

七七三番一　十号から十二号まで

七七三番九　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

榎田川（イ）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県南松浦郡新上五島町鯛ノ浦阿瀬津郷

字榎田山下　二七三番一　一号

二六九番一　二号から六号まで

二六九番一一　七号から九号まで

○国土交通省告示第千二百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

敷川内川第一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千三十号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

熊本県八代市敷川内町

字山ノ神　三一八〇番　一号

字石山　三一八六番　二号

三一八六番　三号及び四号

三一八七番一　五号

三一九六番　六号

三二〇一番　七号

三二一〇番　八号

三五二三番　九号

三五二三番地先道路敷　十号

三五二四番地先道路敷　十一号

三五二九番　十二号

三五三一番　十三号

三五三三番　十四号

一五五一番　十五号

三六五八番　十六号

三六六〇番

人事異動

内閣

特命全権大使　岸野　博之

同　小寺　次郎

願に依り本官を免ずる（各通）（十二月十五日）

法務省

（札幌高等検察庁検事長）検事長　西川　克行

東京高等検察庁検事長に補する　伊丹　俊彦

検事長

大阪高等検察庁検事長に補する　三浦　守

同

札幌高等検察庁検事長に補する　八木　宏幸

（最高検察庁刑事部長）検事

東京地方検察庁検事正に配置換する　甲斐　行夫

（最高検察庁監察指導部長）同

最高検察庁監察指導部長を命ずる

最高検察庁監察指導部長を免ずる

（名古屋高等検察庁次席検事兼法務総合研究所名古屋支所長）

同　米村　俊郎

最高検察庁検事に配置換する

最高検察庁監察指導部長を命ずる

法務総合研究所名古屋支所長の併任を解除する

（大津地方検察庁検事正）同　廣上　克洋

名古屋高等検察庁検事に配置換する

名古屋高等検察庁次席検事を命ずる

法務総合研究所名古屋支所長に併任する

（東京高等検察庁公安部長）同　小澤　正義

大津地方検察庁検事正に配置換する

（東京地方検察庁公安部長）同　浦田　啓一

東京高等検察庁検事に配置換する

東京高等検察庁公安部長を命ずる

（大阪高等検察庁次席検事兼法務総合研究所大阪支所長）同　榊原　一夫

最高検察庁検事に配置換する

最高検察庁公判部長を命ずる

法務総合研究所大阪支所長の併任を解除する

（大阪地方検察庁次席検事）同　北川健太郎

大阪高等検察庁検事に配置換する

大阪高等検察庁次席検事を命ずる

法務総合研究所大阪支所長に併任する

（那覇地方検察庁検事正兼福岡高等検察庁那覇支部長）同　田辺　泰弘

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁次席検事を命ずる

福岡高等検察庁検事の併任を解除する

（最高検察庁法務省大臣官房審議官（刑事局担当））同　上冨　敏伸

那覇地方検察庁検事正に配置換する

福岡高等検察庁検事に併任する

福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる

福岡高等検察庁那覇支部長を命ずる

（最高検察庁検事法務省大臣官房付）同　辻　裕教

法務省大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる　松本　裕

（東京高等検察庁検事）同

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁総務部長を命ずる　山元　裕史

（東京地方検察庁総務部長）同

東京地方検察庁公安部長を命ずる

東京地方検察庁総務部長を免ずる（以上十二月十日）　神津里季生

法制審議会委員に任命する（十二月十六日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　三村　三緒

司法研修所教官に充てることを解く

千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　染谷　武宣

東京地方裁判所判事に補する

司法研修所教官に充てる

東京簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　石井　伸興

千葉地方裁判所判事に補する

兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する

千葉簡易裁判所判事に補する（以上十一月二十七日）